

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

### 北海道告示第709号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和2年11月20日から施行する。

令和2年11月19日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
- 2 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類
- 3 N, N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類